

総務文教常任委員長報告

(R 1 . 6 . 2 4)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**報告第 1 号、亀岡市税条例等の一部改正については**、地方税法等の一部改正に伴うものであり、その主な内容は、個人住民税において、住宅ローン控除の控除期間を 3 年間延長すること、非課税措置の対象を拡大すること、軽自動車税において、環境性能に優れた自動車について、グリーン化特例を 2 年間継続し、その後は軽減率を見直すこと、環境性能割の税率を一定期間軽減すること等の改正を行ったものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、**第 1 号議案、令和元年度一般会計補正予算**の本委員会所管分でありませんが、その主な内容は、

総務費では、スポーツ振興くじ助成金の採択を得て、市民の健康増進に役立つよう、交流会館内にクライミングウォールを設置するための、交流会館運営経費の増額補正、

消防費では、優秀な消防団に市長表彰を授与するため、まといを製作するための、非常備消防経費の増額補正、

教育費では、学校給食センター調理室の設備改良を行うための、給食センター管理経費の増額補正、生涯学習かめおか財団主催事業を補助するための、生涯学習推進経費の増額補正、子どもたちに豊かな文化体験を提供するための、調査研究・普及活動経費の増額補正、また、亀岡運動公園体育館の設備充実を図るための、体育施設管理運営経費の増額補正、
であります。

担当部課からの説明を受け、審査する中で、交流会館運営経費については、クライミングウォール設置業務を公募型プロポーザルにより業務委託を行うという内容であります。安全対策や使用料等の方針が明確ではなく、設置後の運営見通しが不透明であるとの疑念が出されたものであります。

採決に先立ち、交流会館運営経費については市民ニーズに応じていくものではなく賛成しかねるとして、反対の討論がありました。採決の結果は、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。なお、交流会館運営経費の執行にあたっては、プロポーザルの実施において、利用者の安全性についての提案を求め、安全性を確実に担保されること、また、使用料徴収の有無や利用者説明会の実施等について、早急に検討し、市民にとって安全で利用しやすい施設の運用となるよう努められたいとする附帯決議案が提出され、

採決の結果は、全員をもって可決したものであります。

なお、この附帯決議案については、議会での議決を求め、総務文教常任委員長から本会議に上程するものです。

次に、**第 3 号議案、亀岡市庁舎使用料条例の一部改正、**

第 5 号議案、亀岡市野外活動施設条例の一部改正、

第 6 号議案、亀岡市社会体育施設条例の一部改正、

第 1 1 号議案、ガレリアかめおか条例の一部改正、

第 1 2 号議案、亀岡市大井生涯学習センター条例の一部改正、

第 1 3 号議案、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例の一部改正、

第 1 4 号議案、亀岡市交流会館条例の一部改正、

第 1 5 号議案、亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部改正については、

消費税引上げに対応するため、令和元年 1 0 月 1 日から施設の使用料等について、消費税相当額を加算するものであります。

今回の一部改正について、一律に上げるのではなく、市民が利用しやすい料金設定とすべきとして、反対の討論がありましたが、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第4号議案、亀岡市税条例の特例に関する条例の制定**については、地域の特性と強みを生かして企業の立地を促進し、地域の活性化を進めるため、特例要件に該当する事業者に対し、期間を定めて新たに立地される施設等に係る固定資産税を免除する奨励措置を定めるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第9号議案、亀岡市立文化センター条例の一部改正**については、中核館構想による施設整備に伴い、市内の他の公共施設使用料との均衡を図るとともに、消費税引上げに対応するため、使用料を改正するものです。

これにつきましても、消費税引上げとともに一律に上げるのではなく、市民が利用しやすい料金設定とすべきとして、反対の討論がありましたが、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第21号議案、京都地方税機構規約の変更**については、京都地方税機構が処理する事務に、新たに償却資産に限り固定資産税に係る申告書等の受付業務等の課税事務を追加するとともに、その事務に要する経費について構成団体間の負担割合を定めるため、規約を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の規約変更について、市の課税自主権を守るべきとして、反対の意見がありました。採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第23号議案、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正**については、名称に変更が生じた法人について改正するものです。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○亀岡市交流会館にクライミングウォールを設置するための設計および設置業務を委託

一般会計補正予算（第1号）可決（賛成多数）

・交流会館運営経費

1788万6千円増

スポーツ振興くじ助成金の採択を得て、市民が気軽に親しめるクライミングウォール施設を設置するための増額補正。利用者の安全対策や使用料などについて、予備日も利用して審議した。

【附帯決議事項】

プロポーザルの実施において、利用者の安全性についての提案を求め、安全性を確実に担保すること。使用料徴収の有無や利用者説明会の実施などについて早急に検討し、市民にとって安全で利用しやすい施設の運用となるよう努めること。

【主な質疑】

問 利用対象者は、小学生以上である。

問 委託業者の選定方法は。

答 特殊性や専門性を要するため公募型プロポーザル方式とする。

問 安全対策は。

答 専用の安全マツトを設置し、利用者説明会を開催する。小学生は保護者同伴とする。

問 授業や子ども会での利用は。

答 引率者に利用者説明会の受講を求める。

問 けがの対応は。

答 保険対応が困難

なため、利用時に誓約書の提出をお願いする。

問 使用料は。

答 今後検討する。

問 交流会館に設置する理由は。

答 子ども村事業の新たな展開として、自然豊かな場所での健康増進を図る。